

広陵町  
新型インフルエンザ等対策  
行動計画

平成27年 2月

広 陵 町

# 目 次

第 1 はじめに	
1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 .....	1
2 町行動計画策定の経緯 .....	1
3 対象とする感染症 .....	2
第 2 新型インフルエンザ等対策の基本方針	
1 新型インフルエンザ等の特徴 .....	3
2 対策の目的と戦略 .....	3
3 発生段階 .....	4
4 対策の基本的考え方 .....	6
5 対策実施上の留意点 .....	7
6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等 .....	8
7 対策推進のための役割分担 .....	10
8 行動計画の主要 7 分野 .....	12
第 3 各段階における対策	
1 未発生期 .....	22
2 海外発生期 .....	26
3 県内未発生期 ( 国内発生早期以降 ) .....	29
4 県内発生早期 .....	33
5 県内感染期 .....	37
6 小康期 .....	42
資料編 .....	44
1 用語解説	
2 特殊接種の対象となりえる業種・職務	

# 第 1 はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザとウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、特措法第2条第1項第6号及び第7号に規定する指定（地方）公共機関、事業所等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の、特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に公布され、平成25年4月に施行された。

## 2 行動計画策定の経緯

### （1）県行動計画の策定

県は、平成17年12月に奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、平成18年6月に、一部改定を行ってきた。今回、特措法第7条の規定により、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）の策定を踏まえ、また、特措法に規定された行動計画とするため、既存する奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画を廃止し、新たに奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定した。

## ( 2 ) 町行動計画の策定

特措法第 8 条に基づき、本町の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や県行動計画との整合性を確保しつつ、広陵町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）を策定することとした。

なお、平成 25 年 3 月に広陵町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、体制整備を行った。

町行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

## 3 対象とする感染症

町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりとする。

- ( 1 ) 感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ( 2 ) 感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

町行動計画は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じて見直す必要があり、適時適切に必要な変更を行うものとする。

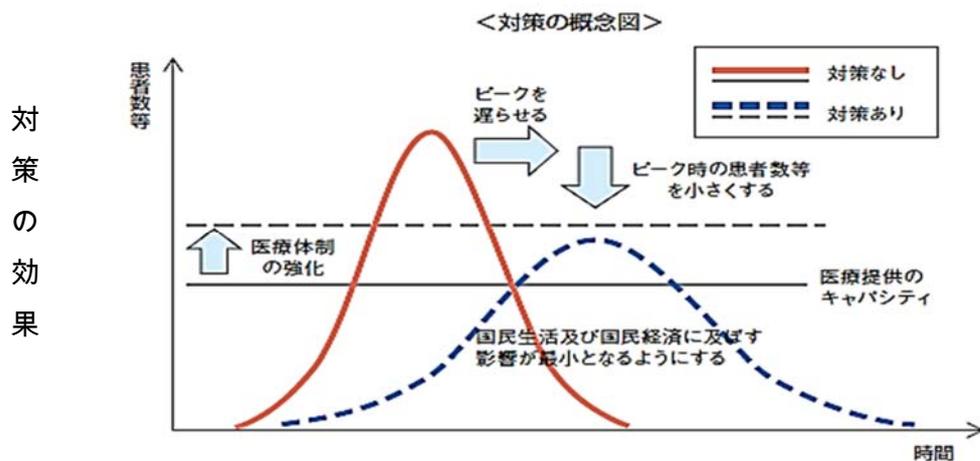
## 第2 新型インフルエンザ等対策の基本方針

### 1 新型インフルエンザ等の特徴

- (1) 発生の予測や阻止が困難であること
  - ・ 新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。また、その発生そのものを阻止することは不可能である。
  - ・ 世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、町内への侵入も避けられないと考えられる。
- (2) 町民の生命・健康や経済全体に大きな影響を与えること
  - ・ 長期的には多くの町民が罹患する。
  - ・ 患者の発生が一定の期間に集中してしまった場合、医療機関の受入能力を超えてしまう。
  - ・ 病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えかねない。したがって、町の危機管理に関わる重要な課題と位置付けて対策を講じていく必要がある。

### 2 対策の目的と戦略

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること
  - ・ 感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数を少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、患者数等が医療機関の受入能力を超えないようにする。
  - ・ 必要な患者に適切な医療を提供し、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにすること
  - ・ 地域での感染対策等を行い、患者や欠勤者の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画を作成・実施し、医療提供の業務及び町民生活・町民経済の安定に関係する業務の維持を図る。



### 3 発生段階

#### (1) 考え方

- ・ 新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく。
- ・ 政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階を未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の5段階の分類としているが、地域においては発生状況が様々であり、医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県においては、6つの発生段階に分類し、その移行については、必要に応じて国と協議の上、県対策本部において判断することとされている。

本町においては、県が定める6つの発生段階と同様の区分とし、新型インフルエンザ等発生に際しては、県及び県内市町村と連携し、一体となった対策を講じるものとする。

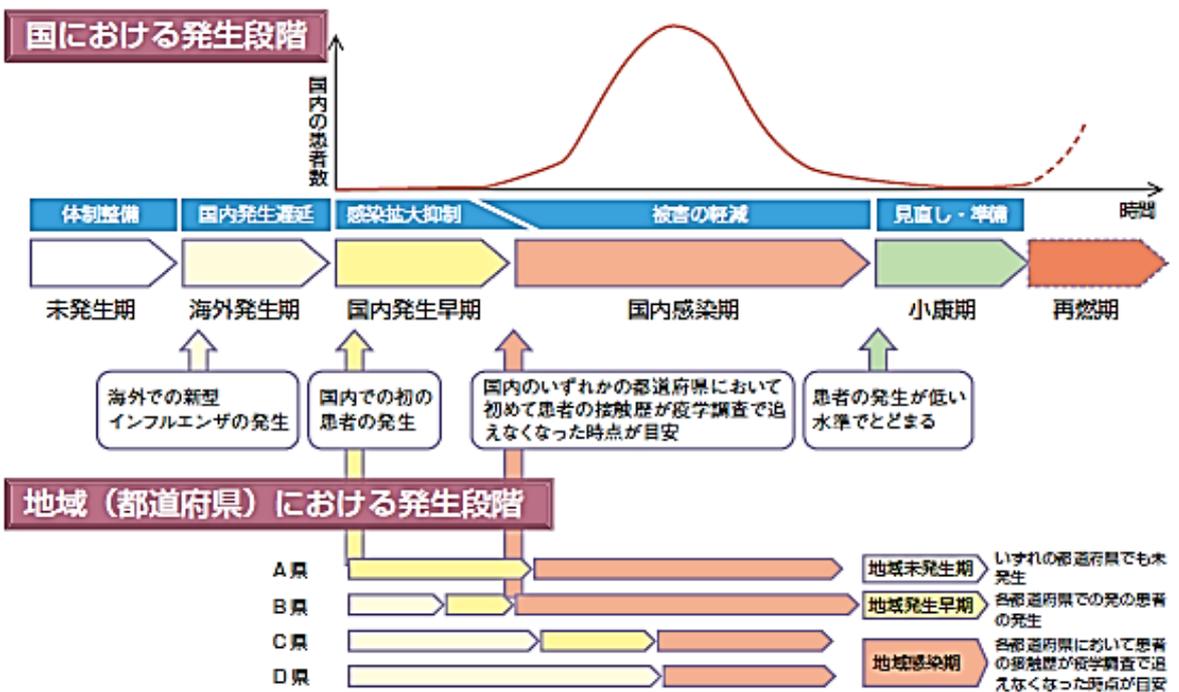
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらに緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意する必要がある。

( 2 ) 発生段階

発生段階 ( 国 )	発生段階 ( 県・町 )	状 態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	
国内感染期	県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が確認できる状態
	県内感染期	県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が確認できなくなった状態
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



## 4 対策の基本的な考え方

### ( 1 ) 柔軟な対応

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況は不確実要素が大きいいため、その対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。また、過去のインフルエンザのパンデミックの経験を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。
- ・ 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。
- ・ また、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する。
- ・ 実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、国において、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び国民経済に与える影響等を総合的に勘案し、政府行動計画等の記載するもののうちから、実施すべき対策が決定される。町としては、それらの内容に基づき、実施すべき対策を決定する。
- ・ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとしている。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図る等見直しを行うこととする。

### ( 2 ) 発生段階に応じた対応

#### ア 未発生期

- ・ 抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチンの供給・接種体制の整備、町民に対する啓発等、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

#### イ 海外発生期

- ・ 直ちに、対策実施のための体制に切り替える。
- ・ 町内への病原体の侵入を防ぐことは不可能であるが、県等との連携の強化等により、病原体の町内侵入の時期をできる限り遅らせる。

#### ウ 国内発生早期、県内発生早期

- ・ 感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- ・ 県が行う患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討等に協力する。
- ・ また、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等に協力する。

#### エ 県内感染期

- ・ 国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保や町民生活・町民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- ・ 社会が緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されるため、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられる。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。

#### オ 小康期

- ・ 町民生活、経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

#### ( 3 ) 社会全体で取り組む感染拡大防止策

- ・ 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制などは、医療体制と組み合わせて社会全体で取り組むことにより効果が期待される。
- ・ 全ての事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組む他、継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。
- ・ 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを町民に呼びかけることも必要である。

#### ( 4 ) 町民一人一人による感染拡大防止策

- ・ 事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。
- ・ 日頃からの手洗い等、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。
- ・ 特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARS ( 重症急性呼吸器症候群 ) のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

## 5 対策実施上の留意点

新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他法令、町行動計画等に基づき、国、県、関係機関と相互に連携協力し、的確かつ迅速な新型イ

ンフルエンザ等対策の実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

( 1 ) 基本的人権の尊重

・ 本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、不要不急の外出の自粛、学校、興行場等の使用制限等の周知を行う場合、具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、町民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

( 2 ) 危機管理としての特措法の性格

・ 特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を、講じるというものではないことに留意する。

( 3 ) 関係機関相互の連携協力の確保

・ 町対策本部は、政府対策本部、県対策本部との相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

・ 町の対策について県が総合調整を行う必要がある場合には速やかに所要の総合調整を県に要請する。

( 4 ) 記録の作成・保存

・ 本町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 6 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

( 1 ) 発生時の被害想定等

・ 新型インフルエンザは、発熱、咳(せき)といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。

・ しかし、鳥インフルエンザ( H5N1 )等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。また、新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因( 出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等 )や宿主側の要因( 人

の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。

- ・ また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。
- ・ 町行動計画の作成に際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、例として国の想定する推計値に準拠し次のとおりとした。

	全国の想定	県内の想定	町内の想定
人口 ( H26 )	約1億2806万人	約140万人	約 34,700人
り患者数 ( 25% )	約3,200万人	約35万人	約 8,600人
医療機関を受診する患者数	約1,300万～ 約2,500万人	約14万～ 約27万人	約 3,500人～ 約 6,800人
入院患者数 中等度	約53万人	約5,800人	約 150人
重度	約200万人	約22,000人	約 550人
1日最大 中等度	約10.1万人	約1,100人	約 30人
入院患者数 重度	約39.9万人	約4,400人	約 110人
死亡者数 中等度	約17万人	約1,900人	約 50人
重度	約64万人	約7,000人	約 180人

(注)町推計値の算出は、国推計を用い、国人口に占める町人口割合を基に算出。

## (2) 社会への影響に関する想定

- ・ 町民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。
- ・ り患者は1週間から10日間程度症状を有し、欠勤。
- ・ り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。
- ・ ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 7 対策推進のための役割分担

### ( 1 ) 国の役割

- ・ 国は自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。
- ・ ワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める。
- ・ WHO（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ・ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の、所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

### ( 2 ) 県の役割

- ・ 新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、県内に係る対策を的確かつ迅速に実施し、県内において関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。
- ・ 特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、政府の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関する確な判断と対応を果たす。
- ・ 市町村と緊密な連携を図る。

### ( 3 ) 町の役割

- ・ 本町は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、本町行動計画等に基づき的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生後、県域において緊急事態宣言が発生されたときは、広陵町新型インフルエンザ対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し、国及び県における対策全体の基本的な方針を踏まえ対策を進める。

#### ( 4 ) 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための、院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の、診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。
- ・ 医療機関は診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた医療の提供に努める。

#### ( 5 ) 指定地方公共機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

#### ( 6 ) 登録事業者の役割

- ・ 登録事業者とは、新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第 28条に規定する特定接種の対象となる。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

#### ( 7 ) 一般の事業者の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・ 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に、多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

#### ( 8 ) 町民の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザの時と同様、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践する。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されて

いる対策等についての情報を得て、冷静に判断を行うとともに、必要に応じて外出自粛など感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮しなければならない。

## 8 行動計画の主要7分野

- ・ 町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するため、以下の7分野に分けて計画を立案している。
- ・ 各項目の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については、以下のとおり。

### (1) 実施体制

- ・ 新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の町民の生命、健康被害を及ぼすほか、全県的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町の危機管理の問題として取り組む必要がある。
  - ・ 新型インフルエンザ等が発生する前においては、庁議において事前準備の進捗を確認し、関係部署間等の連携確保を行う。さらに、国、県、事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。
  - ・ 新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するための準備を行う。さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるとして政府対策本部長が特措法に基づき緊急事態宣言を行った後は、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置する。なお、緊急事態宣言が発生される前においても、庁議において協議し、任意の町対策本部を設置することもある。
- ◆ 構成
- 本部長：町長
  - 副本部長：副町長、教育長、その他本部員から町長が任命する者
  - 本部員：副町長、教育長、危機管理監、消防団長、各部長、その他職員のうち町長が任命する者

◆ 町対策本部の所掌事務

- ・ 新型インフルエンザ様発生動向の把握に関する事。
- ・ 新型インフルエンザ様の感染拡大抑制対策と予防対策に関する事。
- ・ 新型インフルエンザ等に関する適切な医療の提供に関する事。
- ・ 町内発生時における社会機能維持に関する事。
- ・ 国、県、他の市町、関係機関との連絡調整に関する事。
- ・ 町民に対する正確な情報の提供に関する事。
- ・ その他町対策本部の設置目的を達成するために必要な事。

( 2 ) サーベイランス・情報収集

ア 情報収集・情報提供の目的

- ・ 新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集し、その内容を関係者や町民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- ・ 新感染症が発生した場合は、国及び県等からの要請に応じ、県内のサーベイランス体制の構築等に協力する。

イ 海外で発生した段階から県内の患者数が少ない段階

- ・ 町は、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

ウ 県内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された段階

- ・ 町は、県等と連携して入院患者及び死亡者等の情報を積極的に収集するとともに、国及び県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

エ 活用

- ・ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、町における体制整備等に活用する。
- ・ 地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報にも着目する。

( 3 ) 情報提供・共有

ア 目的

- ・ 町の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、町、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断、行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、町、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。
- ・ 誰もが新型インフルエンザ等に感染する可能性があること、感染したことについ

て患者やその関係者には責任はないこと、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から町民と認識の共有を図ることも重要である。

#### イ 情報提供手段の確保

- ・ 町民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国人、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

#### ウ 発生前における町民等への情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを町民、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の対策に関し周知を図り、理解してもらうことが、新型インフルエンザ等がいざ発生した場合に町民が正しく行動してもらう上で必要である。
- ・ 学校は、集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について児童、生徒等に丁寧な情報提供する。

#### エ 発生時における町民等への情報提供及び共有

##### (ア) 発生時の情報提供

- ・ 発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の内容、対策の決定プロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。
- ・ 町民への情報提供に当たっては、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、風評被害を考慮した対応も必要である。
- ・ 媒体の活用に加え、町から直接、町民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等を活用する。

##### (イ) 町民の情報収集の利便性向上

- ・ 町民の情報収集の利便性向上のため、国、県、町の情報、指定地方公共機関、医療機関の情報等を、必要に応じて、集約し、確認できるサイトを開設する。

#### オ 情報提供体制

- ・ 提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信するため、専任広報担当者を中心とした広報担当チームを設置する。
- ・ 提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信する体制をとる。
- ・ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において町民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信し

た情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かす。

#### (4) 予防・まん延防止

##### ア 目的

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の受診患者数を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- ・ 個人対策や地域対策、職場対策・予防接種等の複数の対策を、組み合わせて行う。
- ・ まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

##### イ 主なまん延防止対策

###### (ア) 個人における対策

- ・ 個人における対策については、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行うときは、町民に対し迅速に周知する。

###### (イ) 地域・職場における対策

- ・ 国内における発生の初期の段階から、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、県が必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行うときは、関係機関と連携して周知を図る。

###### (ウ) その他

- ・ 海外で発生した際、国や県が行う検疫等の水際対策に関して、県からの要請に応じ、帰国者の健康観察等に協力する。

#### (5) 予防接種

##### ア ワクチン

- ・ ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種

類がある。

- ・ 新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

## イ 特定接種

### (ア) 特定接種とは

- ・ 特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

### (イ) 対象となり得る者

- ・ 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより、厚生労働大臣の登録を受けているもの(登録事業者)のうち、これらの業務に従事する者(厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。)
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

### (ウ) 対象となり得る者の基準

- ・ 住民接種よりも先に開始されるものであるため、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。
- ・ 「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」については、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定地方公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。
- ・ 指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。
- ・ これらの考え方を踏まえ、現時点において特定接種の対象となり得る業種・職務については、政府行動計画の別添「特定接種の対象となり得る業種・職務について」による。

### (エ) 基本的な接種順

- ・ 医療関係者
- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員

- ・ 指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）
- ・ それ以外の事業者

(オ) 柔軟な対応

- ・ 発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を踏まえて国により判断され、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項が決定される。

(カ) 接種体制

a 実施主体

① 国によるもの

- ・ 登録事業者のうち特定接種対象となる者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

② 県によるもの

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる県職員

③ 町によるもの

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員

b 接種方法

- ・ 原則として集団的接種。
- ・ 接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。
- ・ 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となる。

ウ 住民接種

(ア) 種類

a 臨時の予防接種

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種として行われる。

b 新臨時接種

- ・ 緊急事態宣言が行われていない場合、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として行なわれる。

(イ) 対象者の区分

- ・ 以下の4つの群に分類するが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

Ⅰ群 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ① 基礎疾患を有する者
- ② 妊婦

II群 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

III群 成人・若年者

IV群 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

（ウ）接種順位の考え方

・ 新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、国により決定される。

考 え 方	疾 患 の 特 徴	重症化しやすい順序(仮定)	優 先 順 位
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者〉成人・若年者〉小児〉高齢者	① 医学的ハイリスク者 ② 成人・若年者 ③ 小児 ④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者〉高齢者〉小児〉成人・若年者	① 医学的ハイリスク者 ② 高齢者 ③ 小児④成人・若年者
	小児に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者〉小児〉高齢者〉成人・若年者	① 医学的ハイリス者 ② 小児③高齢者 ④ 成人・若年者
わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者〉成人・若年者〉高齢者	① 小児②医学的ハイリスク者③成人・若年者 ④ 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者〉高齢者〉成人・若年者	① 小児②医学的ハイリスク者③高齢者 ④成人・若年者
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せてわが国の将来を守ることに重点を置く考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	成人・若年者〉高齢者	① 医学的ハイリスク者 ② 小児③成人・若年者 ④高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	高齢者〉成人・若年者	① 医学的ハイリスク者 ② 小児③高齢者 ④成人・若年者

（エ）接種体制

- ・ 町が実施主体となる。
- ・ 原則として、集団接種とする。
- ・ 接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

エ 留意点

- ・ 特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の医療提供・ 国民生活・ 国民経済の状況に応じて、政府対策本部の決定を受けて実施する。

## ( 6 ) 医療

### ア 県の対策への協力

- ・ 県では、医療に関して次のとおり対策を行う。町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

#### [ 医療に対する県の対策 ]

##### ●医療の目的

- ・ 健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・ 経済活動への影響を最小限にとどめる。

##### ●医療体制整備の考え方

- ・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・ 効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行う医療機関である指定地方公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関、医療従事者への具体的支援や迅速な情報収集・ 提供などについて十分に検討する。
- ・ 医療機関、医療団体や市町など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

##### ●未発生期における医療体制の整備

- ・ 地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進し、帰国者・ 接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行い、さらに帰国者・ 接触者相談センターの設置準備を進める。
- ・ 県内感染期において感染症指定医療機関・ 協力病院以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、地域ごとにこれらの活用方法や在宅療養の支援体制に関する計画を整備しておく。

##### ●海外発生期から県内発生早期までの医療体制の維持・ 確保

###### ○「帰国者・ 接触者相談センター」の設置

- ・ 「帰国者・ 接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・ 接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・ 接触者相談センター」から情報提供を行う。

- 「帰国者・接触者外来」の設置等の外来診療
  - ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、県内発生早期までは、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。
- 感染症指定医療機関等
  - ・ 新型インフルエンザ等の発生の早期には、感染防止対策の観点に立ち、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。
  - ・ 新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。
- 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を含むすべての医療機関
  - ・ 新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内での感染防止に努める。
  - ・ 医療従事者は、マスク・ガウン等の个人防护具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。
- 県内感染期の医療体制の維持・確保
  - ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。
  - ・ 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図る。
- 医療関係者に対する要請
  - ・ 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、県は、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療を行うよう要請等を行うことができる。

#### イ 在宅療養患者への支援

- ・ 本町は、県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、在宅で療養する患者への支援を行う。

( 7 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、町民生活及び町民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。
- ・ また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて、県、国等と連携して働きかける。

## 第3 各段階における対策

以下、発生段階ごとに目的、対策の考え方、主要7分野の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期と段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」等を踏まえ、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、町計画実施手順等に定めることとする。

### 段階における対策

1【未発生期】	
ア 予想される状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li><li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li></ul>
イ 対策の目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発生に備えて体制の整備を行う。</li><li>・ 国、県、国際機関等からの情報収集等により、発生の早期確認に努める。</li></ul>
ウ 対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、事前の準備を推進する。</li><li>・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、町民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</li><li>・ 国、県、国際機関等からの情報収集等を行う。</li></ul>

#### (1) 実施体制

##### ア 町計画の作成・見直し

- ・ 本町は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた町計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。

#### イ 体制の整備及び国・県、関係機関等との連携強化

- ・ 本町における取組体制を整備・強化するために、初動対応体制の確立や発生時に備えた各課等の業務継続計画の策定を進める。
- ・ 本町は、国、県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認を行い、訓練の実施に努める。

### ( 2 ) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

- ・ 本町は、新型インフルエンザ等の発生状況、対策等に関する情報を収集する。

#### イ 学校等のサーベイランス

- ・ 本町は、新型インフルエンザ等の感染拡大を早期に探知するため、通常行われている集団風邪（インフルエンザ様疾患）の発生状況調査（学級・学校閉鎖）の徹底を促す。

### ( 3 ) 情報提供・共有

#### ア 継続的な情報提供

- ・ 本町は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、町各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ・ 本町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

#### イ 体制整備等

- ・ 本町は、新型インフルエンザ等が発生した場合に、発生状況に応じた町民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、利用可能な媒体・機関の活用等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ・ 本町は、一元的な情報提供や十分な説明を行うため、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を検討する。また、広報担当チームを決めておく。
- ・ 本町は、常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供にいかす体制を検討する。
- ・ 本町は、国、県、関係機関等とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制（ホットライン）を構築する。
- ・ 本町は、新型インフルエンザ等発生時に町民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。

#### ( 4 ) 予防・まん延防止

##### 対策実施のための準備

###### ア 個人における対策の普及

・本町は、感染予防のため、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

・本町は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛の感染対策についての理解促進を図る。

###### イ 地域対策・職場対策の周知

・本町は、新型インフルエンザ等発生時に実施される個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。

・本町は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限等の対策について周知を図るための準備を行う。

#### ( 5 ) 予防接種

##### ア ワクチン

・本町は、ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

##### イ 特定接種

・特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となる得る者は、以下のとおりである。

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

この基本的な考えを踏まえ、政府行動計画では、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益・公共性を基準として①医療関係

者、②新型インフルエンザ等対策実施に携わる公務員、③指定(地方)公共機関制度を中心とする基準による事業者(介護福祉事業者を含む。)。④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他関連事項を決定することとされている。

また、未発生期から国、県の協力を得ながら、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

- ① 国が行う特定接種の登録事業者の登録事務への協力(事業者への周知、登録申請の受付、事前審査等)
- ② 特定措置の対象者となりうる町職員等に対する接種実施のための体制構築
- ③ 国の要請に基づく、登録事業者の特定接種対象者となりうる者への接種協力
- ④ 住民接種に係る体制構築等
- ⑤ 住民への情報提供

#### ウ 接種体制の構築

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、政府対策本部が、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じ、総合的に判断し決定するとされている。

##### (ア) 特定接種

- ・ 本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に対し、町を実施主体とし、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内及び現地機関の接種体制を構築する。また、国からの要請に基づき、登録事業者に対し、集団的接種を原則として、特定接種の対象となり得る者に対し、速やかに接種できるように協力する。

##### (イ) 住民接種

- ・ 本町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ・ 本町は、住民に対する接種について、国及び県の技術的な支援を受け、円滑な接種の実施のために、町以外の市町村における接種を可能にするよう努める。
- ・ 本町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の

周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 工 情報提供

- ・ 本町は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や供給体制、接種体制、接種対象者や接種順位のあり方等の基本的な情報をわかりやすく提供し、町民の理解促進を図る。

#### ( 6 ) 医 療

- ・ 地域医療体制の整備について、町は、県等からの要請に応じ、その対策等に適宜、協力する。

#### ( 7 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保

##### ア 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 本町は、県及び国と連携して、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等に備えて、要援護者を把握するとともに、その具体的手続き等を決めておく。

##### イ 火葬能力等の把握

- ・ 本町は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。また、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

##### ウ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 本町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

##### エ 個人の備蓄の呼びかけ

- ・ 町は、個人、家庭に対する食料等備蓄の呼びかけを行う。

## 2【海外発生期】

### ア 予想される状況

- ・ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

### イ 対策の目的

- ・ 新型インフルエンザ等の県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- ・ 県内発生に備えて体制の整備を行う。

## ウ 対策の考え方

- ・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報が無い場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- ・ 対策の判断に役立てるため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- ・ 県等と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、町民に準備を促す。
- ・ 町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

### ( 1 ) 実施体制

#### ア 体制強化等

- ・ 本町は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、庁内の会議において緊急協議を行う等、町対策本部の設置に向けた準備を進める。
- ・ 本町は、国が政府対策本部を設置した場合で、町対策本部長が必要と判断した時は、「広陵町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、町の対処方、対策などを決定し、関係部間の連携を強化し、全庁一体となった対策を推進する。

### ( 2 ) サーベイランス・情報収集

- ・ 本町は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ様症状による集団発生状況調査を未発生期に続き実施し、徹底を図る。

### ( 3 ) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・ 本町は、県等と連携して、町民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・ 本町は、対策本部における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・ 本町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

#### イ 情報共有

- ・本町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

#### ウ 相談窓口の設置

- ・本町は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ & A等を活用し、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を役場に設置し、適切な情報提供に努める。

### ( 4 ) 予防・まん延防止

#### ア 感染対策の実施

- ・本町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

### ( 5 ) 予防接種

#### ア 特定接種

- ・本町は、国の基本的対処方針を踏まえ、国及び県と連携して、町職員の対象者に対し、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### イ 住民接種

- ・本町は、県及び国と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・全町民が速やかに接種できるよう、集団的接種を基本として、町行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築準備を進める。

#### ウ 情報提供

- ・本町は、県、国等と連携して、国が行う、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制などに関する情報の提供に協力する。

### ( 6 ) 医療

#### ア 医療体制の整備

- ・本町は、引き続き地域の関係者と密接に連携を図り、体制の整備を推進する。
- ・本町は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを受診するよう町民へ周知する。

### ( 7 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### ア 事業者の対応

- ・県では、国が事業者等に要請する、従業員の健康管理の徹底及び職場における感染予防策を実施するための準備について、関係団体等を通じて事業者等に周知する。  
本町は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

#### イ 遺体の火葬・安置

- ・本町は、県等からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起

こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

ウ 食料品・生活必需品等の確保

- ・本町は、新型インフルエンザ等の海外発生期における社会機能の維持に向けて、引き続き食料品の備蓄等個人が行う対策に取り組むよう周知する。

### 3 【県内未発生期】（国内発生早期以降）

ア 予想される状況

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内では発生しておらず、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

イ 対策の目的

- ・県内侵入をできるだけ遅らせ、県内発生が遅延と早期発見に努める。
- ・県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

- ・国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染拡大防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、町民に対して、積極的な情報提供を行う。
- ・町民生活及び町民経済の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。
- ・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

#### ( 1 ) 実施体制

ア 実施体制

- ・本町は、国が国内での新型インフルエンザ等の発生を確認し、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、直ちに「広陵町新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、町の対処方針、対策などを決定し、全庁一体となった対策を推進する。
- ・本町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

## イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 町は、緊急事態宣言がされたときは、直ちに町対策本部を設置する。

### ( 2 ) サーベイランス・情報収集

- ・ 本町は、新型インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、インフルエンザ様症状による集団発生状況調査（学級・学校閉鎖等）の徹底を強化する。

### ( 3 ) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・ 本町は、町民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の理由、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。

特に町民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

- ・ 本町は、相談窓口等に寄せられる問い合わせ、県や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。

- ・ 本町は、広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。

- ・ 本町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

#### イ 情報共有

- ・ 本町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

#### ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・ 本町は、町民からの相談の増加に備え、役場に設置した相談窓口体制を充実・強化する。

### ( 4 ) 予防・まん延防止

#### ア 町内でのまん延防止対策

- ・ 本町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳工

チケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を呼びかけるとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診を促す。

- ・ 本町は、県等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に協力を依頼する。

- ・ 本町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう呼びかける。

#### **緊急事態宣言がされている場合**

- ・ 本町は、県が行う、特措法第45条第1項に基づく不要不急の外出の自粛要請や特措法第45条第2項に基づく、施設の使用制限等の要請等に、必要に応じ協力する。

### ( 5 ) 予防接種

引き続き予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めるとともに、接種に関する情報を町民へ提供する。

#### ア 特定接種

- ・ 本町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

#### イ 住民接種

- ・ 本町は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者の情報、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

- ・ 本町は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。

#### ウ **緊急事態宣言がされている場合の措置**

##### ・ 住民接種の実施

本町は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## ( 6 ) 医 療

### ア 医療体制の整備

- ・ 本町は、地域の関係者と密接に連携を図りながら、地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。
- ・ 本町は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者相談センターの診療体制や相談体制について、町民に対して周知を図る。

## ( 7 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

- ・ 本町は、町内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染予防策を開始するよう要求する。

### イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

### ウ 遺体の火葬・安置

- ・ 本町は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保について準備を行う。

## エ 緊急事態宣言がされている場合の措置

### (ア) 水の安定供給

- ・ 水道事業者である町は、業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講じる。

### (イ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 本町は、県と連携して住民の生活及び経済安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。
- ・ 必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

### (ウ) サービス水準に係る住民への呼びかけ

- ・ 本町は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、住民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

## 4【県内発生早期】

### ア 予想される状態

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

### イ 対策の目的

- ・ 町内での感染拡大をできる限り抑える。
- ・ 患者に適切な医療を提供する。
- ・ 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

### ウ 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- ・ 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、町民への積極的な提供を行う。
- ・ 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行う。
- ・ 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- ・ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

### ( 1 ) 実施体制

#### ア 実施体制

- ・ 本町は、県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに町対策本部会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・ 本町は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、県内発生早期の対策を確認し、実施する。
- ・ 本町は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、町民に広く周知する。

#### イ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ・ 本町は、国が新型インフルエンザ等の状況により、県に対して緊急事態宣言を行ったときは、国の基本的対処方針、県計画及び町計画に基づき必要な対策を実施する。

#### ウ 町対策本部の設置

- ・ 本町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。

### (2) サーベイランス・情報収集

- ・ 本町は、新型インフルエンザの感染拡大を早期に探知するため、インフルエンザ様症状による集団発生状況調査の徹底を強化する。

### (3) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・ 本町は、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、町民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細が分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・ 本町は、特に、住民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
- ・ 町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、町民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、町民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・ 本町は、対策本部における広報担当者を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・ 本町は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

#### イ 情報共有

- ・ 本町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

#### ウ 相談窓口の体制充実・強化

- ・ 本町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、本町の相談窓口体制を充実・強化する。

#### ( 4 ) 予防・まん延防止

##### ア 町内での感染拡大防止策

- ・ 本町は、県等と連携し、町民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策野実施を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診を促す。
- ・ 本町は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安に学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に促す。
- ・ 本町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう呼びかける。

##### イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・ 本町は、県が行う、特措法第45条第1項に基づく不要不急の外出の自粛要請や特措法第45条第2項に基づく、施設の使用制限等の要請等に、必要に応じ協力する。

#### ( 5 ) 予防接種

##### ア 特定接種

- ・ 本町は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、町職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

##### イ 住民接種

- ・ 本町は、引き続き予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めるとともに、その接種に関する情報を提供する。
- ・ 本町は、接種の実施に当たり関係者の協力を得て、学校・総合保健福祉会館など公的な施設の活用や医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

##### ウ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・ 町民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

## ( 6 ) 医 療

### ア 在宅患者等への支援

- ・本町は、県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、食事の提供、医療機関への搬送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備をする。

### イ 帰国者・接触者相談センターの周知

- ・本町は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者相談センターの診療体制や相談体制について引き続き町民に周知する。

### ウ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・本町は、県内感染期に備え引き続き県が医療機関に対して行う、抗インフルエンザ薬の適正使用の要請について協力する。

#### ● **緊急事態宣言がされている場合の措置**

- ・医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、上記の対策に加え、必要に応じ、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## ( 7 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

- ・本町は、県が県内事業者に対して行う従業員の健康管理の徹底要請や職場における感染予防策の実施要請に、必要に協力する。

### イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。また、町内の事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売り惜しみが生じないよう調査・監視する。

### ウ 円滑な火葬及び遺体の保存の実施

- ・本町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事するものと連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。火葬場の火葬能力に応じて臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う体制を整える。

### エ 要援護者への支援

- ・本町は、要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事

の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

**オ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

(ア) 水の安定供給

- ・ 水道事業者である町は、業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講じる。

(イ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 本町は、県と連携して住民の生活及び経済安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。
- ・ 必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(ウ) サービス水準に係る住民への呼びかけ

- ・ 本町は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、住民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許すべきことを呼びかける。

## 5 【県内感染期】

ア 予想される状況

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

イ 対策の目的

- ・ 医療体制を維持する。
- ・ 健康被害を最小限に抑える。
- ・ 町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える。

ウ 対策の考え方

- ・ 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。
- ・ 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- ・ 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人一人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- ・ 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- ・ 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- ・ 欠勤者の増大が予測されるが、町民生活、町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- ・ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。
- ・ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

## (1) 実施体制

### 緊急事態宣言 がされている場合の措置

緊急事態宣言が発出されている場合は、基本的対処方針に基づき以下の対策を講じる

#### ・ 町対策本部の設置

緊急事態宣言がされたときは、直ちに町対策本部を設置する。

#### ・ 他の地方公共団体による代行、応援等

本町は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ・ 本町は、学校等における集団発生の把握は中止し、通常のコサーベイランスを継続する。

### ( 3 ) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・本町は、町民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内・県内での発生状況と具体的な対策等を、対策のプロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・本町は、町民一人一人がとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・本町は、引き続き、住民から相談窓口等に寄せられる問い合わせや関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、住民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

#### イ 情報共有

- ・本町は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針や伝達するとともに、県内の流行や各市町村における対策の状況を把握する。

#### ウ 相談窓口の継続

- ・本町は、県等からの要請に応じ、町民からの相談の増加に備え、保健センターに設置した相談窓口体制を継続する。
- ・本町は、国からQ & Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談等に活用する。

### ( 4 ) 予防・まん延防止

#### ア 感染拡大防止策

- ・本町は、住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。
- ・本町は、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底を呼びかけるとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を行う。
- ・本町は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安により、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・本町は、県等と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励

行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。

- ・本町は、県等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要求する。

**イ 緊急事態宣言 がされている場合の措置**

- ・本町は県が行う、特措法第45条第1項に基づく、不要不急の外出の自粛要請や特措法第45条第2項に基づく、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)に必要な応じ協力する。

( 5 ) 予防接種

ア 緊急事態宣言がされていない場合

★県内発生早期の記載を参照する。

**イ 緊急事態宣言がされている場合の措置**

- ・本町は、住民接種については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

( 6 ) 医 療

ア 在宅で療養する患者への支援

- ・本町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。
- ・本町は、県が行う医療機関・薬局等における警戒活動に関する対策への協力を行う。

**イ 緊急事態宣言 がされている場合の措置**

- ・県は、国や市町村、関係機関と連携し、区域内に医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。この場合、本町は適宜、県に協力するものとする。

臨時の医療施設において医療を提供した場合、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

## ( 7 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保

### ア 事業者の対応

- ・ 町内の事業者に対し、従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策を講ずるよう促す。

### イ 町民・事業者への呼びかけ

- ・ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないように促す。

### ウ 要援護者への生活支援

- ・ 本町は、要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。食料品・生活必需品の供給状況に応じ、住民に対する食料品・生活必需品の確保、配分、配当を行う。

## エ 緊急事態宣言 がされている場合の措置

### (ア) 水の安定供給

- ・ 水道事業者である町は、業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### (イ) 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 本町は、県と連携して住民の生活及び経済安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買い占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をする。

- ・ 本町は、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

### (ウ) サービス水準に係る町民への呼びかけ

- ・ 本町は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、住民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

### (エ) 埋葬・火葬の特例等

- ・ 本町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、県が緊急の必要があると認めるときは、県を通じ国に対して要請し、国が当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等

の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合には、それに基づいて対応する。

## 6 【小康期】

### ア 状態

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は、一旦終息している状況。

### イ 目的

- ・ 町民生活及び地域経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

### ウ 対策の考え方

- ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について町民に情報提供する。
- ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

### ( 1 ) 実施体制

#### ア 対策の評価・見直し

- ・ 本町は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、町行動計画等の見直し等を行う。

#### イ 対策本部の廃止

- ・ 本町は、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに対策本部を廃止する。

### ( 2 ) サーベイランス・情報収集

#### ア 情報収集

- ・ 本町は、国、県等から国内外の新型インフルエンザ対策等の発生状況、またその対応等について、必要な情報を収集する。

#### イ サーベイランス

- ・ 本町は、通常のサーベイランスを継続する。

### ( 3 ) 情報提供・共有

#### ア 情報提供

- ・ 本町は、県等と連携して、第一波の終息と流行の第二波の可能性や、それに備える必要性などについて、引き続きメディア等に対し広報担当者から適宜必要な情報を提供する。
- ・ 本町は、町民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容等を取りまとめ、必要に応じて県と連携し、国に提供する。

#### イ 情報共有

- ・ 本町は、県や関係機関とのインターネット等を活用した情報共有を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を把握する。

#### ウ 相談窓口の体制の縮小

- ・ 本町は、状況を見ながら、相談窓口体制を縮小する。

### ( 4 ) 予防接種

- ・ 本町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

#### ア **緊急事態宣言** がされている場合の措置

- ・ 本町は、上記の対策に加え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

### ( 5 ) 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### ア 町民・事業者への呼びかけ

- ・ 町民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動について、呼びかける。
- ・ 本町は、事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように促す。

#### イ **緊急事態宣言** がされている場合の措置

##### (ア) 業務の再開

- ・ 町内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を、再開しても差し支えない旨周知する。

##### (イ) 緊急事態措置の縮小・中止

- ・ 本町は、国及び県と連携し、町内の状況を踏まえ緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。

## 資料編

### 1 用語解説

インフルエンザ	インフルエンザはインフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆる A/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）
家きん	<p>鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。</p> <p>なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。</p>
感染症指定医療機関	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。</p> <p>＊ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。</p> <p>＊ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>＊ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。</p> <p>＊ 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。</p>
感染症病床	病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。
帰国者・接触者外来	<p>新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。</p> <p>都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。</p>

帰国者・接触者 相談センター	発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
抗インフルエンザ ウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
サーベイランス	見張り、監視制度という意味。 疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
指定届出機関	感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。
新型インフル エンザ	感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
新型インフル エン ザ （A/H1N1）/ インフルエンザ （ H1N1 ） 2009	2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。
新感染症	新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。
致命率（Case Fatality Rate）	流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

トリアージ	災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。
鳥インフルエンザ	一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
発病率（Attack Rate）	新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。
パンデミック	感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
病原性	新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

#### ○感染症の定義及び類型

- [一類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。(例：エボラ出血熱、ペスト等)
- [二類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。(例：急性灰白髄炎、ジフテリア等)

- [三類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症（例腸管出血性大腸菌感染症（O157）等）
- [四類感染症] 人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。（例 A型肝炎、狂犬病等）
- [五類感染症] 国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。（例 .麻しん、梅毒等）
- [指定感染症] 既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

## 2 特定接種の対象となり得る業種・職務

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

### (1) 特定接種の登録事業者

#### A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等により患していると疑うに足る正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

## B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1:介護・福祉型、B-2:指定公共機関型、B-3:指定公共機関同類型、B-4:社会インフラ型、B-5:その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設（A-1に分類されるものを除く。）、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨および金融の安定	財務省
空港管理者	B-2	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2	郵便	新型インフルエンザ等発	総務省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
	B-3		生時における郵便の確保	
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LPガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
炭製品製造業			生時における石油製品の製造	
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品、精穀・精粉、パン・菓子、レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業（育児用調整粉乳に限る。）	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業（LPガ	新型インフルエンザ等発	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
		ス、ガソリンスタンド)	生時におけるLPガス、石油製品の供給	
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実施	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処置	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

## (2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

### 区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分 1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分 1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分 1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分 1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分 1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分 1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分 1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
都道府県対策本部の事務	区分 1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分 1	—
市町村対策本部の事務	区分 1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分 1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分 1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算	区分 1	—

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
の議決、国会報告に係る審議（秘書業務を含む。）		
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分 1	—
国会の運営	区分 1	—
地方議会の運営	区分 1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分 1	—

区分 2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分 2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分 2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分 2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分 1 区分 2	警察庁
救急 消火、救助等	区分 1 区分 2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分 1 区分 2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療 家きんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して	区分 1 区分 2	防衛省

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
対処する事務 自衛隊の指揮監督		
国家の危機管理に関する事務	区分 2	内閣官房 各府省庁

### 区分 3 : 民間の登録事業者と同様の業務

(1) の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務